

平成29年第404回臨時会

# 矢吹町議会会議録

平成29年 7月13日 開会

平成29年 7月13日 閉会

矢吹町議会

## 平成29年第404回矢吹町議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (7月13日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
閉会の宣告	28

平成 2 9 年 7 月 1 3 日（木曜日）

（第 1 号）

## 平成29年第404回矢吹町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成29年7月13日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再  
検討を行う事への賛否を問う住民投票条例  
日程第 4 議案第33号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算(第2号)

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代	松君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	藤田	忠晴	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君

産業振興課長  
兼農業委員会  
事務局 長 佐 久 間 一 幸 君 都市整備課長 福 田 和 也 君  
教育次長兼  
教育振興課長 佐 藤 豊 君 子育て支援  
課 長 山 野 辺 幸 徳 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長 梅 原 喜 美 副 局 長 加 藤 晋 一

---

### ◎開会の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さんおはようございます。ご参集、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第404回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） これより会議を開きます。

日程に入る前に、このたびの九州地方の記録的豪雨によりお亡くなりになられた方々に、衷心より哀悼の誠を捧げます。また被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。そして今もお避難されている皆様が一日も早く通常の生活に戻れますことと、復旧作業に従事されている方々の安全をお祈り申し上げます。

さらに、震災を経験し復旧・復興に取り組み、復興の必要性を身を持って痛感している議会として、被災自治体の住民、行政や議会が災害以前以上のまちづくりに一丸となって取り組むことを心からご祈念申し上げます。

それでは、これより日程に入ります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（熊田 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 青山英樹君

8番 大木義正君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（熊田 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 議場の皆様、おはようございます。

本日、第404回矢吹町議会臨時会が招集になりましたので、それに先立ちまして7月4日午後3時から議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出されました議案について企画総務課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、会期を本日7月13日の

1日間とし、議案審議につきましては条例の制定1件及び補正予算1件であり、お手元に配付の議事日程のとおり全体審議とすることに協議が成立をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今臨時会の会期は本日7月13日、1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日7月13日の1日間と決定いたしました。

なお、議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆様、おはようございます。また傍聴者の皆様方には、ご多用の中の傍聴、まことにありがとうございます。

議案説明の前に、私からも、過日九州地方を襲った豪雨により亡くなった方々に対し哀悼の誠をささげますとともに、被災された多くの皆様にお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心からご祈念申し上げます。

それでは議案の説明をさせていただきます。

議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例についてであります。本案は地方自治法第74条第3項の規定により、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行うことへの賛否を問う住民投票条例の請求に意見をつけて付議するため提案するものであります。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例案は、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を住民投票で決定しようとする内容であります。住民投票は、町議会と町長による代表民主制を基本とする地方自治にあつて、これを補完する制度であります。

住民投票を行うに当たっては、それぞれの事案に応じて投票に付すべき事項、成立要件などの事項が定められていることが必要であります。また新たに選挙費として相当な経費負担が生じることや、町民の皆様は時間と労力をかけて投票をお願いすることになります。そのため住民投票を実施した場合には、その投票結果を尊重すべきものとされております。

こうした制度の指針に照らして、直接請求の内容については個々に十分に検討し意見を付すこととされてお

ります。

住民投票条例案を町議会へ提出するに当たり、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業及び道の駅推進事業の必要性、住民投票条例案に関する問題点・疑問点の2点について、私の意見を申し上げます。

1つ目には、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業及び道の駅推進事業の必要性についてであります。初めに震災以前以上のまちづくりを目指す復興に向けてといたしましては、平成23年3月11日の東日本大震災の発災から6年4カ月が経過いたしました。当時をいま一度思い起こすと、改めて本町は悲しく厳しい状況であったと強く感じております。道路、水道、下水道等のインフラの壊滅的な状況、膨大な数の住家の損壊、町民の皆様が平時の生活に戻るためには多くの時間がかかりました。このように震災当時、誰もが今後の生活に大きな不安を抱いたことは疑う余地もありませんでした。しかしながら、全町民挙げての復旧を進め、おおむね3年間で復旧は終了することができました。町民の皆様にとっては大変つらい3年間でありました。

こうした中、平成24年3月には早期の復旧・復興を目指すため、10年間で計画期間とする矢吹町復興計画を策定し全力を傾注してまいりました。平成23年度から3年間で復旧期、平成26年度から4年間で復興期、平成30年度から3年間で発展期として、現在も各種事業に取り組んでいるところであります。

通常、まちづくり総合計画は平時の最上位計画として策定し、町民の総体的な福祉の向上を目指すものであります。復興計画は総合計画を補完し、震災以前以上のまちづくりを目指すこととしております。これまで計画どおりに復旧を終え、今年度は復興期の最終年度に当たり、新たなステージとなる発展期に向け、さらなる事業の展開を目指すものであります。

また、復興計画では、東日本大震災からの復興を確実に早期に実現するため、「農地部門を最優先とした震災からの復旧」、「除染計画に基づく町内全域の除染」、「原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回」、「中心市街地復興・街づくり推進事業を中心とする復興へ向けた取り組み」、「防災体制の再構築」の5つを最重点課題として位置づけ、スピード感を持って取り組んでまいりました。

その結果、5つの最重点課題の中でも、「中心市街地復興・街づくり推進事業を中心とする復興へ向けた取り組み」以外の事業についてはおおむね完了したことから、現在は本町復興の命運を左右すると言っても過言ではない中心市街地の復興に向け、大きくかじを切ったところであります。これまで災害公営住宅及び第1区自治会館の整備、大正ロマンの館の利活用など復興に向けた基盤づくりが着実に進められております。

このように、本町が目指す復興は震災以前以上のまちづくりであり、新たな矢吹町の創生であります。町民の皆様へ新たな矢吹町を実感していただき、町全体の活性化を目指すのが矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業であり、道の駅推進事業であり、旧総合運動公園用地利活用事業であり、第6次矢吹町まちづくり総合計画に三大プロジェクトと位置づけられたこれらの事業であります。

次に、町民ニーズの的確な把握と計画等への位置づけといたしましては、東日本大震災により甚大な被害を受けた本町は、これまでの平時におけるまちづくりとは異なる課題が山積する中、町民の皆様のニーズを的確に捉え、早期の復旧・復興に取り組むため、平成24年1月に震災復興に関するアンケート調査を実施し、矢吹町復興計画を策定いたしました。

また、平成28年度からを計画期間とする新たな町の最上位計画の策定に当たっては、震災から一応の落ち着きを取り戻す中、復興はもとより矢吹町の特徴を最大限に生かし魅力あるまちづくりを行うため、平成26年4



月には矢吹町の将来計画と復興に関する住民アンケート調査を実施し、「未来を拓く日本三大開拓地さわやかな田園のまち・やぶき」を将来像に掲げ、第6次矢吹町まちづくり総合計画を平成28年3月に策定いたしました。

さらに、我が国においては人口減少社会が大きな課題となっており、その対策が急務となります。人口減少社会の中、全国の地方自治体では、地域の特色を生かしたまちづくり、地方創生を目指しておりますが、特に原発事故による影響が大きい福島県内においては、それらの取り組みのよしあしにより、今後の地方自治体の命運が大きく左右されるものと考えております。

本町においては、これらの課題の解決を図り、持続可能なまちづくりを目指すため、平成27年6月に地方創生に関するアンケート調査を実施し、平成27年10月には矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところであります。これらの震災以降に実施したアンケート調査では、共通する住民ニーズとして、雇用の創出、中心市街地の活性化、基幹産業である農業の復興の割合が非常に高く、それぞれの計画において重点的な事業の推進に努めているところであります。

また、近年、本町では東側地域の平坦な地形という好条件等により、住民、アパート等の建設並びに大型店舗等の進出が進み、人口、世帯数が年々増加しております。一方、中心市街地を含む西側地域においては、各種店舗の閉鎖を初め人口減少が大きな課題となっております。

かつて、中心市街地は奥州街道の宿場町として、これまで町の顔として発展してまいりましたが、役場を初め公共施設等の移転及び大型商業施設等の東側地域への進出等により、地域発展のバランスが崩れ始めました。このような状況は小学校の児童数に顕著にあらわれており、平成29年度の矢吹小学校の児童数225名に対し、善郷小学校の児童数は429名と、その差は大変大きくなっております。

このような状況は、震災以降も歯どめが効かず、平成24年5月17日、町議会に対して西側地域の開発を望む新町地区地権者会から新町エリアの開発計画の促進に関する陳情が提出され、議会の採択を受けたところであります。また西側地域は自然の豊かさと暮らしが調和した里山として、身近なふるさとの田園風景が広がり、以前より四季を通してさまざまなボランティア活動が行われ、町民に親しまれている地域であります。また文化財として大変価値のある三十三観音史跡公園、貴重な歴史的な財産である袖が城跡、隈戸川河川改修の際に整備された河川公園やサイクリングロードなどの観光資源も充実しており、このような町の資源を有効に活用した西側地域の開発により、東西地域の均衡ある発展を望む声が多く寄せられております。

このように、西側地域の開発は多くの町民の皆様の長年の夢であり、町といたしましては東西地域のバランスある発展を目指し、計画的な各種施策の推進に努めているところであります。

次に、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業及び道の駅推進事業の検討経過といたしましては、本町の中心市街地であるJR矢吹駅周辺は、東日本大震災により甚大な被害を受け、現在は復興に向けた各種事業が進められております。

震災以降、中心市街地復興に関するさまざまな提言がなされましたが、平成24年7月に東京大学生産技術研究所と矢吹町において、震災復旧及び復興に向けた連携・協力に関する覚書を締結し、町職員、矢吹町中心市街地復興協議会及び関係団体の皆様で構成する合同会議を定期的に開催するほか、多くの町民の皆様の意見を反映させるため、各種ワークショップ等を開催しながら、平成26年2月に矢吹町中心市街地復興計画を策定し

たところであります。

本計画の実現に向け、財源等を含めたさらなる検討を深めた結果、国の社会資本整備総合交付金を活用することが最善であると判断し、本計画をもとに平成27年7月に矢吹駅周辺地区都市再生整備計画を策定し、複合施設やポケットパーク整備等の事業採択を受けたところでもあります。

採択を受けた社会資本整備総合交付金につきましては、従来の補助金よりも市町村の自主性、裁量性が大幅に向上したものであり、地域の実情を最もよく把握している市町村が中心となって、その都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的に創設された制度であります。

これまでの複合施設整備に係る検討経過といたしましては、平成28年9月に（仮称）矢吹町複合施設基本構想を策定し、図書館や公民館、子育て支援機能をあわせ持つ施設として、町民の皆様の利便性向上を図るとともに、それぞれの施設機能が互いに連携し補完し合うことで相乗効果が発揮され、新たな事業の展開や新しい町民ネットワークの構築を目指すものであります。本基本構想に基づき、平成28年12月には図書館や中央公民館に関連するサークル、団体等を対象とした説明会を開催するとともに、利用者向けのアンケート調査も実施したところであり、多くのご意見、ご要望等をいただいております。

現在は、平成29年1月に設置した（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会において、基本構想及びこれまでのご意見等を踏まえた基本計画の策定作業が進められておりますが、検討委員につきましては主に生涯学習及びまちづくり団体等の長の皆様で構成されております。

複合施設整備に当たっては、現在検討している基本計画が大変重要となることから、今後も十分な検討を行うとともに、さらに多くの町民の皆様のご意見を集約するためアンケート調査を実施し、中心市街地のにぎわい創出はもとより、多くの方が快適に利用し愛される施設となるよう、十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、道の駅推進事業についてであります。東日本大震災以降、人口減少が大きな課題として浮き彫りとなり、矢吹町の人口は震災以前の平成22年国勢調査時1万8,407人に対し、震災後の平成27年国勢調査では1万7,370人と1,037人減少しております。

このような、平成26年5月に民間研究機関日本創成会議が、このまま若者が東京圏に一極集中する現在の人口移動が続いた場合、2040年には523の市町村が人口1万人を割り込み消滅する可能性があるとの推計結果を発表いたしました。推計結果では、20歳から39歳の女性人口に注目し、2010年と比べて2040年には5割以下に急減する自治体が全体の49.8%、896に上るといい、さらに人口が1万人を切ると、そこから一気に人口が減り、行政としての機能の維持が困難になると指摘しております。

本町におきましても、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このまま人口が減少していくと2060年には矢吹町の人口は1万1,694人となり、地域が大きく縮小することが予測されております。

このような課題を克服するため、全国の地方自治体では、地域の特色を生かしたまちづくり、地方創生を目指し、国の補助金等を有効に活用しながら各種施策に取り組んでおります。

町といたしましては、平成27年10月に、矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、将来を見据えた長期的な視点に立ち、戦略的な人口減少対策を推進してい

るところであります。

中でも、道の駅推進事業につきましては、矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針である矢吹町における安定した雇用の創出や、矢吹町への交流・流入人口の増加に資する効果的な事業であり、本町の強みである交通の有意性を生かし、町の魅力を高め、多様な農業経営を支援し、若者の定住促進、雇用の場の確保、観光地等の情報発信、町内外の人たちとの交流の場づくりを行うものであります。

このように、地域の特色や優位性を生かし、地方創生に大きな効果が見込める本事業につきましては、国の地方創生関係交付金の採択を受け、これまで事業の推進を図ってまいりました。具体的には平成27年度は地方創生先行型交付金の採択を受け、（仮称）道の駅やぶき検討委員会を設置し、平成28年3月に（仮称）道の駅「やぶき」基本構想及び基本計画を策定いたしました。また平成28年度は地方創生加速化交付金の採択を受け、道の駅やぶき地域協議会を設立し、平成29年4月に（仮称）道の駅「やぶき」実施計画及び地域商社設立基本計画を策定したところであります。

現在は、道の駅やぶき地域協議会において、仮設実験店舗による事業推進の準備や、商品開発推進計画及び矢吹ブランド認証制度の検討を進めておりますが、本町で進める道の駅事業は、矢吹の魅力を発信する道の駅、人と人、人と町が交流することにより町のにぎわいを創出する道の駅、国道4号利用者等への安全・安心と憩の道の駅として、「食へのこだわり」、「フロンティア支援」、「町民集いの場」、「農を体感」の理念のもと、町民の皆様がスクラムを組み、矢吹総動員で、町全体が明るく元気で幸せを実感できる道の駅を目指してまいりたいと考えております。

なお、これらの事業に対しましては、多くの皆様からさらなる事業推進の要望書をいただいております。複合施設整備の地元行政区である2区自治会の皆様、現在の中央公民館及び図書館の設置場所である5区自治会の皆様、さらには中心市街地の核となる矢吹町商工会、本町の基幹産業である農業の核となる東西しらかわ農業協同組合及び夢みなみ農業協同組合の皆様より、それぞれの立場から両事業の必要性や、さらなる事業の推進と早期整備について要望をいただいているところであります。

次に、財政の健全化といたしましては、これまで説明申し上げた事業を含め、本町で予定されている全ての事業は、町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画に位置づけられており、議会の議決を受け策定されております。言い換えれば総合計画に位置づけられていない事業は実施できないことは言うまでもありません。

行政では、本計画に位置づけられたこれらの事業を効率的かつ効果的、さらには的確に実施することが責務であり、そのためには町の課題を常に捉えながら適時に行うことが求められます。特に事業費の大きい重点プロジェクト等の推進に当たっては、地方創生等の国の施策や国の補助制度等の有利な財源を最上限に活用し、町の負担を最小限に抑制しながら、財政規律を確保していかなければならないと考えております。

これまで、町では拡大する行政必要な住民ニーズの高まりにより、多くの公共施設を整備してまいりましたが、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、社会構造や町民の皆様の要望が大きく変化しております。このような中、これまでに整備してきた公共施設やインフラ等が一斉に改修・更新時期を迎えることとなりますが、平成28年3月に策定した矢吹町公共施設等総合管理計画では、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合、今後40年間で約970億円、年平均約24億円の更新費用が必要となり、これまでの年平均と比較しても約2倍にな

ると試算しております。

これらの課題解決に向け、本計画の基本方針では公共施設等の量、質の見直しを図り、ライフサイクルコスト・施設総量の縮減に取り組む戦略的な施設経営を推進し、町民ニーズに対応した施設サービスの持続的な提供を行うこととしております。具体的には、「施設の長寿命化」、「施設の複合化と機能集約」、「効率的な運営手法」、「新たな事業手法の活用」、「組織体制の構築」の5つの柱に基づき推進することとしております。

こうした課題は、本町のみならず全国の地方自治体においても同様であり、国では「公共施設等総合管理計画に策定にあたっての指針」を策定し、これらの指針に基づく地方自治体での計画策定と公共施設等の適正管理に向けた事業の推進を図り、あわせて地方自治体への財政支援の拡充を図っているところであります。

町といたしましては、中心市街地を含む西側地域の発展及び公共施設等の適正管理という複合的な課題を抱える中、長期的な視点を持って課題の解決を図るため、このような国の有利な財源を最大限活用すべく、補助要件となる事業要件や事業年度、さらには補助金のかさ上げ要件等も注視してきたところであり、それらの結果を踏まえ、現在を適時と捉え、事業の推進を図っているところであります。

なお、このほかにも矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業及び道の駅推進事業の推進に当たっては、事業進捗に合わせた財政シミュレーションを策定し、財政状況を十分に見極めながら進行管理に努めております。

現在のシミュレーションでは、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する健全化判断比率については、今後、各比率が大きく上昇することはなく基準内であるとともに、地方債協議・許可制移行基準である18%を大きく下回る12%から13%台、また将来負担比率も90%台で推移すると見込んでおります。さらに地方債残高につきましても、平成29年度以降は過去の事業の償還満了等により減少に転じるものと現時点では推計しております。これらの比率が示すように、町の財政状況は今後も健全性が維持されるとともに、将来世代への負担が増すこともありません。

このように、今後のまちづくりの基盤となる健全財政の確保は最低条件であり、町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画においても目標値を定め、計画的な事業の推進に努めております。

次に、50年、100年後を見据えた第6次矢吹町まちづくり総合計画といたしましては、本町では東日本大震災以降、復興、地方創生と大きな課題に直面しておりますが、かつて、ここ矢吹ヶ原は荒れ果てた原野であり、水不足によりしばしば水争いが起こり、事件にまで発展することもありました。ご案内のとおり、明治のころ、星吉右衛門翁は水不足による長い日照りや凶作で貧困に悩む農民を見て、矢吹ヶ原を潤いある大地にするため、西水東流構想を掲げ、日本海に流れる羽鳥の水をせきとめ、矢吹ヶ原まで引水する壮大な計画を打ち立て、みずから測量を行い、建白書として政府に申し立てをいたしました。また産業にも力を入れ、村人の副業に喜ばれる運送業の創業や、特産品のない矢吹町に特産品を生み出すべく漆の木を栽培し、みずから特産品づくりに着手するなど、当時の矢吹町を豊かにするために奔走いたしました。

時代は変わり、西水東流構想から約半世紀後の昭和15年、帝国議会において矢吹原国営開墾事業が疎水事業を含め予算が成立し、昭和16年に羽鳥ダムの造成が開始され、本格的な矢吹ヶ原開拓が始まり、昭和39年に工事が完成いたしました。羽鳥ダム・羽鳥疎水の通水が開始されると、一面の荒野、荒れ野であった矢吹ヶ原台地に約1,600ヘクタールの美田が誕生し、矢吹ヶ原台地は緑豊かな田園の地に生まれ変わり、多くの人が生活

をする町になり現在の矢吹町があります。

このように、星吉右衛門翁は、まちづくりへの強い思いとリーダーシップ、そして長期的な視点を持ってまちづくりを進め、住民とともに多くの種をまき、地場産業に力を入れながら、50年後、100年後に花を咲かせました。

東日本大震災及び原子力災害という千年に一度とも言われる未曾有の大災害に見舞われた矢吹町が、将来にわたり持続可能なまちづくりをするためには、星吉右衛門翁のように、まちづくりへの強い思いとリーダーシップのもと、長期的な視野を持って多くの町民の皆様とともに幾多の困難をも乗り越えていかなければなりません。

全国的に地方は厳しい財政状況が続くことが予測されますが、本町の地方創生は必ず成し遂げなければなりません。町民に寄り添った行財政運営は堅持しつつも、新たな矢吹町を創造していくことが町民の皆様の大きな幸福につながるものと確信しております。そのためにも、矢吹町においては将来を見据えた長期的な視点に立ち、全員参加で矢吹創生を合い言葉に、協働の理念のもと、町民、議会、行政が一体となったまちづくりに取り組み、愛着と誇りの持てる矢吹町の実現を目指してまいりたいと考えております。

2つ目としまして、住民投票条例案に関する問題点、疑問点についてであります。初めに、再検討の内容についてといたしましては、第1条中、町民がその内容について十分に判断できる材料を示しながら再検討を行うことについて、「賛成または反対の意思を明らかにし」と想定されておりますが、以下、条文中に何を再検討すべきか具体的に示されておられません。再検討となった場合に、再検討すべき事項を明確にする必要があると考えております。これは第1条中、町政の民主的かつ健全な運営を図ることと規定されているがゆえに必要な事項であり、条文の追加等の精査が必要となります。

次に、住民投票の成立の要件としての投票率についてといたしましては、住民投票条例案には、住民投票の成立要件に重要な投票率に関する規定がありません。第1条中、「賛成または反対の意思を明らかにし」とあるのは、当該住民投票の結果が町民の総意であることを客観的に認めるだけの結果が必要となります。また第14条中、「町長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」とされていることをあわせて考えれば、一定の投票率があって初めて町民の総意であると言えるのではないのでしょうか。

直近の町議会議員選挙の投票率は62.52%であり、他の地方公共団体においても一定数以上の有効投票があることを住民投票の成立の要件としているものがあります。住民投票条例案においても本町の状況を勘案して、一定の投票率を住民投票の成立要件として規定することが必要であると考えます。

次に、投票の方法についてといたしましては、住民投票条例案には、第7条の2第1項中、「投票用紙は、別記様式のとおりとする。」と規定されておりますが、別記様式がありません。条例に基づいて行う住民投票において、投票用紙は投票に係る重要な事項であることから、投票様式について明確に規定する必要があると考えます。

次に、第8条第3項中、「投票日の当日に職務従事その他の理由により、投票人みずからが投票所へ行くことができないときには、法第48条の規定の例により期日前投票を行うことができるものとする。」と規定されておりますが、法第48条の規定については代理投票についての記載であり、期日前投票の規定については法第48条の2に規定されているため、修正が必要であると考えます。

また、期日前投票の規定はありますが、遠方に滞在している方や病院、施設に入所中の者など、当日投票所や期日前投票所に来ることができない者も多くいることから、法第49条の規定に基づき、不在者投票ができるよう規定しておく必要があると考えます。

次に、その他の疑問点といたしましては、第10条第1項中、「投票資格者の投票の判断に資するため、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業に係る町が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報を提供しなければならない。」と規定されておりますが、具体的にどのような資料が該当するのか、はっきりしなければ情報の公表ができません。

また、同条第2項中、「賛否両論を公平に扱わなければならない。」とあります。第1項で「必要な情報を提供しなければならない。」と町に対して情報の公表義務を課しておりますが、町が有する情報は住民投票条例案で言う賛否両論の両者に属する情報が必ずしも均等に存在するとは限りません。ある一方の情報を公表した結果、公平でないと言われることも想定されます。この規定については、投票に直接的にかかる重要な事項であることから、厳密な文言の精査が必要となります。

その他、法令に係る用語の誤り等の問題点もありますが、住民投票を実際に行う場合に問題点となる事項について意見を述べさせていただきました。

以上が、住民投票条例案に関する意見であります。町といたしましては、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業及び道の駅推進事業という町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重点プロジェクトに位置づけられた重要な事業を、地方自治制度の根幹をなす議会制民主主義の中で、これまでどおり町民の負託を受けた議会の皆様からご意見を賜り、ご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

さらには、町民の皆様ともこれまで同様、意見交換の場を設けるとともに、事業の進捗状況に応じた丁寧な説明をしてまいりますので、新たに矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例案を制定して、住民投票を実施する必要はないものと考えております。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） これより本案に関する条例制定請求代表者の意見陳述を行います。

意見を述べる条例制定請求代表者は輪違久和氏でございます。

〔条例制定請求代表者 輪違久和氏入場〕

○議長（熊田 宏君） 条例制定請求代表者の輪違氏に申し上げます。

発言内容につきましては、発言された全文が議事録として公開されますので、ご承知おきくださるようお願い申し上げます。したがって、個人のプライバシーを侵す恐れや個人の尊厳を傷つけるような発言はしないよう十分にご配慮をお願いいたします。

また、意見陳述の内容は請求の趣旨や内容とし、時間は10分間以内とさせていただきます。制限時間1分前には、予鈴を1回鳴らしお知らせをさせていただきますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願い申し上げます。また10分経過後には終了鈴を2回鳴らし、途中であっても終了といたしますのでご留意願います。

次に、傍聴の皆様申し上げます。

矢吹町議会傍聴規則により、私語、拍手、その他の方法により公然と可否を表明すること、携帯電話等の使

用等は禁止されておりますので、ご留意願います。

それでは、輪違久和氏の発言を許可しますので、ご登壇願います。

〔条例制定請求代表者 輪違久和氏登壇〕

○条例制定請求代表者（輪違久和氏） 議場の皆様、おはようございます。本日、臨時議会に上程されました住民投票条例案請求代表者の輪違でございます。

矢吹町は、第6次総合計画を最上位計画と位置づけ、住民、行政、議会が一体となったまちづくりを目指しております。しかし多くの町民はその存在すら知りません。私たち住民は当然のように町長と町議会議員を選挙で選んでおります。二元代表制と言われる町長と議会は車の両輪に例えられております。今回、二元代表制を補完する機能として、直接請求を求める住民団体50分の1の声が生じました。地方自治法に基づく条例制定改廃等の直接請求権の行使です。1カ月間で法定数296人、有権者1万4,766人の50分の1をはるかに超える3,142人、有効署名数2,893人が表明されました。

3,142人に至った経過は、まさに涙あり、笑いあり、憤りあるドラマが88人の受任者のもとで繰り広げられました。老老介護で一生懸命に生きる人、怒りで手が震え一心に書く人、このような姿、声を訪問することで初めて聞けたと漏らす受任者の声、声、声。6月27日、藤田副町長を通して野崎町長に本請求をいたしました。町長と14人の議員の皆様には、3,142人の思い、参加できなかった住民の思いを重く受けとめていただきたいと思っております。

静かな町矢吹にマスコミの関心が高まっております。なぜ50分の1という住民団体が生まれたのか、これは少数の議員の活動、わずか数枚のチラシが導火線になりました。町の借金と二元代表制が正常に機能していないことでした。覚えていらっしゃるでしょうか。10年以上前、矢吹町の財政悪化が報道されました。改善計画が実施され、平成27年度実質公債費比率が13.2%に大幅に改善され、財政は健全ですと町長は胸を張りました。しかし町の借金はどうか。平成27年度末現在、一般会計約84億円、特別会計約45億円、企業会計約14億円、合計約143億円、さらに債務負担行為額約19億円を含むと、総額162億円となります。歳入の何年分になると誰もが考えてしまいます。

さらに、公共施設の維持管理に毎年24億ものお金が必要だということを考えたら、これで矢吹町の財政は健全と言えるのでしょうか。実質公債費比率13.2%は健全の範囲とは言えます。しかし県下59市町村の多くは7%から8%です。この差が何を意味するか、誰もが考えてしまいます。

（ 議長が削除を命じた発言 ）

○議長（熊田 宏君） 輪違氏、誹謗するようなことに該当しますので……

○条例制定請求代表者（輪違久和氏） いや、これは誹謗はしておりません。

○議長（熊田 宏君） 今の発言は議事録から削除させていただきます。ご注意ください。

○条例制定請求代表者（輪違久和氏） 全国各地の駅前商店街の衰退が叫ばれて久しく、矢吹も同様です。JR東北本線と国道4号に挟まれた旧奥州街道の商店街の地形、狭小ゆえに自動車の普及に対応できず、また大型商業施設の立地も困難でした。昭和48年以降、中央公民館、役場庁舎、善郷小学校、図書館がそれぞれ現在地に建設されました。あゆみ大橋の開通で大型商業施設が続々と開業し、にぎわいは完全に移りました。町の経

済を支えてきた東邦銀行、J A東西しらかわが震災後、移転しました。衰退に拍車をかける移転をとめられなかったのは残念なことです。西側開発に軸足を移し、大正ロマンの館、災害公営住宅、1区自治会館の建設がそれです。

しかし、利害関係者との調整が不透明で疑問が多く残ります。入居者、利用者に配慮された設計でしょうか。費用対効果はどうでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 残り1分です。

○条例制定請求代表者（輪違久和氏） とりわけ、大正ロマンの館は町民の多くが疑念、不満を抱いております。

さて、本題の複合施設と道の駅やぶきです。建設ありきの複合施設と道の駅やぶきです。今使っている施設を大事に有効利用せず補助金が出るという理由で、交流センター、子育て支援センター、目的も機能も異なる施設を複合化することは、将来にわたって町民のためになりますか。限られた利害関係者にとって都合のよい計画と言えませんか。将来の矢吹の町に何が必要か、知恵を出し合う機会にしたいものです。複合施設がそれぞれの目的に従い、両側の復活と矢吹全体の発展に……

○議長（熊田 宏君） 輪違氏、恐縮ですが、制限された時間となりましたので、ここで中断をしていただきます。申しわけありません。

○条例制定請求代表者（輪違久和氏） もう10分たちました。

○議長（熊田 宏君） たちました。

○条例制定請求代表者（輪違久和氏） そうですか。

○議長（熊田 宏君） 申しわけありません。

以上で、議案第32号に関する条例制定請求代表者の意見陳述は終了とします。ご協力ありがとうございました。

〔条例制定請求代表者 輪違久和氏退出〕

○議長（熊田 宏君） この後、議案に対する質疑に入ります。

ここで、質疑をされる議員の方々に議長から一言申し上げます。

質疑については、会議規則第54条第1項でその範囲を超えてはならない旨及び同条第3項で、自己の意見を述べることができないと発言の内容が制限されておりますので、この点、特にご注意お願い申し上げます。

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

5番、薄葉好弘君。

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。また傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

議案第32号に対する提出された条例案並びに意見書について質疑させていただきます。

提出された議案第32号の条例案並びに意見書でございますが、2に記載されております住民投票条例案に関する問題点、疑問点でございますが、（2）として住民投票の成立要件としての投票について、町長の意見書では一定の投票率を住民投票の成立要件として規定することが必要であると考えているというふうなことでございます。一般的に成立要件を設けている自治体は多くありますが、その投票率は2分の1とし、2分の1の以下の場合には開票しないとするのが多く地方自治体では行っておるような状況でございます。



このような成立条件を設ける理由の一つとしては、投票率が低い場合は少数派の意見が議会や町的意思決定に影響を与えることになるので、これを回避するためにあるわけですが、このことに対し改めて町長の考え方について答弁をお願いいたします。

また、今回事業再検討の賛否を問う住民投票の条例でございますが、住民投票を実際に行う場合はいろいろな問題点や疑問点があると町長の意見でもありましたが、このようなことから全国の市町村では常設型の住民投票条例を制定しておりますが、町としてはこのような常設型住民投票条例を制定するような考えはあるのか、町長の答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、薄葉議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目の住民投票成立要件の中で、先ほど私の意見書の中で一定の数と申し上げました。今現在頭にあるのは、やはり薄葉議員と同様に全国的な事例を見ても2分の1が妥当ではないかというふうに考えております。

もう1点の常設型の住民投票条例の制定については、これも現在、今回のこの住民投票の動きに合わせて現在検討をさせていただいております。現在は全国の事例を調査中でございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 薄葉議員、ほかに質疑はございませんか。

○5番（薄葉好弘君） ありません。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

7番、青山英樹君。

○7番（青山英樹君） それでは、条例案制定について、当初、町長から意見の陳述もありまして……

○議長（熊田 宏君） マイク真つすぐお願いします。

○7番（青山英樹君） 当初、町長から説明がありました。また輪違さんのほうから署名等の活動を通じた意見等がございました。この中にありましては、民意を拾うという中であって、町長側のほうからはアンケートを行った等々の説明があり、輪違さんからは実際に受任者の方々が歩かれている中での民意を拾ったということでございます。そこには、いわゆる結論として住民投票を実施する必要はないとした町長と開きがある、差異があると思います。この差異については町長は認められるのかどうかというのと、この差異があるとすれば、なおさら住民投票によってはっきりとさせたほうがよろしいのではないかと思います。その所感についてお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

民意の方法といたしましてアンケート等、さらには直接歩いたというような、そういう例えでお話をされて

おりますが、町では民意を拾うためにはアンケートばかりではなく各種説明会、さらには先ほども説明したように多くの皆様の労働会議、さらにはワークショップ等を通じて意見を吸い上げております。したがってその差異については直接聞く場合と間接的に聞く場合ということですが、聞いている範囲においては町民の声を聞いているということで差異はないというふうに思っております。

なお、そういう意味では住民投票条例をしたほうがいいんじゃないかというようなおたただしですが、その仮定の話については、したほうがいいんじゃないかというようなことの仮定については、私のほうからコメントを控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 青山議員、ほかに質疑はございませんか。

○7番（青山英樹君） ありません。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

3番、安井敬博君。

○3番（安井敬博君） それでは、まず条例案について質疑をさせていただきます。

条例案中の第15条において、この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は規則で定めると記載をされております。これに対して町長の意見の中でさまざまな条例に対する問題点があるという意見もありますけれども、先ほどの住民投票に際しての投票率の規定がないんじゃないかというようなことが書かれております。こういった規定等についてはこの第15条中の規則で別に定めるということがありますので、それでクリアできるのではないかと思います、その点について町長のご見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の質問にお答えさせていただきます。

住民投票条例の条文、さらには附則について投票率については規則で定めることが可能なんではないかというようなおただしでございますが、投票率は重要な事項でございます。したがって、町のほうでは条例の中にきちっと記載していただくように先ほどもお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 安井議員、ほかにございませんか。

○3番（安井敬博君） ありません。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（熊田 宏君） ここで暫時休議いたします。

再開は11時15分、この議場の時計で11時15分をお願いします。

(午前11時03分)

---

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

○議長（熊田 宏君） これより討論に入ります。

なお、討論の順序について申し上げます。

まず初めに、反対討論、続いて賛成討論1名ずつ、その順序を繰り返し討論とさせていただきます。

討論の発言を許します。

13番、鈴木隆司君。

〔13番 鈴木隆司君登壇〕

○13番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。本日は大変ご多忙の中、矢吹町議会第404回臨時会に傍聴に来ていただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

まず発言に先立ちまして、先般の九州北部地方を襲った豪雨による被災に際しましてお亡くなりになった方々、そして遺族の方々、そして被災をされた方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。また一日も早く復旧が進み、前の平穏な日常生活が戻ることをご祈念申し上げたいと思います。

それでは、討論に入らせていただきます。

私は、議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例案について反対の立場で討論をさせていただきます。

本事業に関しましては、東日本大震災からの復旧・復興、そして原発事故による長引く風評被害の払拭ということが大きな目標で、国の補助事業にもなっております。また一方、我が矢吹町は2040年には人口が約1万4,000人台になるであろうというような予測がされているところであります。こうした人口減少に対応すべく、公共施設を集約・複合化、そしてさらにはその公共施設の長寿命化を図ることが目的とされているわけでありまして。

この中心商店街の活性化、にぎわい、そして西側地区を何とかしようということは、何も今に始まった話ではございません。野崎町政以前の幕田町長、それから三村町長、そして白坂町長時代にも必ず選挙の公約として、旧商店街、中心商店街のにぎわい、そして西側再開発、西側を何とかしよう、均衡のとれた町の発展をしようというのは、これは歴代町長の公約でもあります。よって、これは突然湧いた話ではなくて、古くからの町民の要望なのであります。

また、一方の道の駅推進事業に関しましては、矢吹町にはお隣、茨城県水戸市からは棚倉を通過して棚倉矢吹線が入っております。それからいわき市から古殿、石川、玉川を結び、石川矢吹線が入っております。さらには郡山市から長沼町、そして天栄を通過して郡山矢吹線が入っております。さらには矢吹は矢吹町を縦断する大動脈である国道4号線が通っている町であります。明らかにこの立地条件、この有意な交通網、この道の駅の建設によって間違いなく雇用の拡大が生まれ、矢吹町の経済の活性化につながるものと私は確認しております。

この棚倉矢吹線、約1日、上下合わせて1万台強の通行量があるそうです。そして石川矢吹線、ここも上下合わせて1日7,000台から8,000台の通行量があるとされておりまして。そして国道4号線です。このような有利な交通網を本当に利用しない手はありません。かつて矢吹大橋ができるまでは、この棚倉矢吹線あるいは石川矢吹線の先ほど述べた交通量の方々が町の町内に入っていたんですね。ちょっとこの旧商店街が活性化から

遠ざかったというのは、こういった事情もあると思います。

そしてもう一つ、意外に町民の皆様知られていない事柄ですが、矢吹インターチェンジの話です。国土交通省の調査によりますと、矢吹インターを利用する物流貨物車の乗り降りの数は、福島県一どころか東北一なんです。東北一ですよ。そういったインターチェンジを持っている町なのです。こうした立地条件あるいはこの交通網を考えた場合、この道の駅を推進するということは決して間違いではなく、むしろ矢吹の経済の活性化、矢吹のさらなる発展につながるものと私は確認しております。

今般、50分の1の方々約3,000名にもわたる署名をお集めになりました。これに関しては、本当我々議会、そして町当局も真摯に受けとめなければなりません。なぜこれだけの署名が集まったのか、私が今述べた政策の推進に当たり、町当局の説明不足というのが否めないと思います。特に予算、財源、国の補助金の内訳、そうした説明が議会及び町民の方に不足していたのかなというような気持ちであります。今回の署名の数値を真摯に受けとめて、議会のほうからも町当局に要望したところ、町当局もこの臨時会の後、早期に住民の皆様説明会を開くということでございますので、ぜひこれは住民の皆様に納得いくような予算説明をしていただきたいと思っております。

結びになりますが、私はこの事業の推進により、矢吹町に雇用が拡大し町ににぎわいが生まれ、さらなる町の発展につながるということを確信しております。

よって、私はこの議案第32号に反対の立場で討論をいたしました。議場の皆様の賛同をよろしく願いいたしまして発言を終了します。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 次に、賛成者の発言を許します。

4番、加藤宏樹君。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） それでは、私は議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例に賛成の立場で討論をいたします。

今回の署名数でございますが、約2割という数字でございます。この2割という数字は全国的にも非常に優秀な数字でございます、それを重く受けとめるのは当然であるというふうに考えております。そして何よりも私たち議員は、役割として役目として住民の要望を聞き、そしてそれを届ける、また公人として全体の奉仕者であるべきというふうに考えております。

今回、署名活動により住民投票を要望する直接請求がなされ、住民の大半が複合施設や道の駅が本当に必要だと望んでいるのか、求めているのか、それをきちんと確認するためにも、住民の意思表示の機会をきちんと設けるべきだと私は考えております。大変マスコミ関係の関心も強い今回の住民投票条例の制定請求でございます。矢吹町の常識、これが世間の非常識などと言われぬよう、また全国的にも矢吹町、また矢吹町議会が悪い意味で注目されないようにするためにも、議員各位の良識ある判断を心よりお願い申し上げて、賛成の討論といたします。

○議長（熊田 宏君） 次に、反対者の討論をを許します。

10番、角田秀明君。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 議場の皆さん、ご苦労さまでございます。また先ほど同僚議員からもありましたように、九州では大変悲惨な今大雨の被害にありまして、亡くなられた方や、今家を流され避難されている方々に心からご冥福をお祈りし、早く以前の姿で生活できるように頑張っていたきたいことをお願い申し上げながら、反対の討論に入らせていただきます。

議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例案について、反対の立場で討論をさせていただきます。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業並びに道の駅推進事業案については、これまでもさまざまな機会を通じて進捗段階に応じて十分な説明がなされており、議会においても本事業が重点プロジェクトに位置づけられている第6次矢吹町まちづくり総合計画の承認及び本事業に対する執行予算の議決という形で、事業に対して承認を行ってまいりました。矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業は、平成24年3月策定の矢吹町復興計画の最重点課題として位置づけられた中心市街地復興の基幹事業でもあります。これまで矢吹町商工会等の各種団体からの提言、矢吹町復興まちづくり合同会議等の民間指導の計画立案、さらにはワークショップ等による住民参加型の意見集約、提案等を受け、計画づくりが進められてまいりました。あわせて行政側においても平成24年度に復興推進室が組織され、課、組織を超えた横断的、全庁的な政策立案機能の強化により、実務者レベルでの複合施設整備の検討が行われ、実現可能な計画として取りまとめられたもので、本町のまちづくりの指針であり、第6次矢吹町まちづくり総合計画においても重点プロジェクトと明確に示されているところであります。

そのような中、我々議員は住民の皆様の代表として、さまざまな機会を通じて行政課題に対するさまざまな意見集約、情報収集を行っており、それらの民意の反映について議会活動を通じて議論を深めてまいりました。私も皆様にお世話になり、矢吹町の議会議員として18年目を迎えておりますが、支持者の皆さんにいろいろと話を聞かせていただきながら、町に提案を数多くさせていただいておりますが、この事業もその一つの事業であります。

そのような地方における議会議員は住民との結びつきが強く、日々、我々は地域の利害や身近な住民意見等の把握に努めており、多様な民意の反映がなされるよう、これまでも執行側に対してさまざまな意見、提言等を行っており、多くの事業において具体的な成果、結果等も得られており、本議会は十分に機能していると判断しております。

本事業は、矢吹中学校建設事業以来の大規模プロジェクトでありまして、事業費も莫大な事業であります。さらなる財源の確保など財政負担の軽減に対する課題等がありますが、これまでもこれからも、町、議会ともに地方議会における二元代表制の原則を踏まえ、我々議員は最終的には住民の代表として議会における予算や計画等の審議の中で、本事業の推進に対して大いに議論を重ね、明確にその是非を判断してまいりたいと考えますので、本案に反対するものであります。

同僚議員のご賛同をよろしくお願い申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、おはようございます。傍聴席にお越しの皆さん、大変ありがとうございます。

それでは、議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この住民投票条例の請求に当たっては、地方自治法の規定にのっとり直接請求権という住民の皆さんの権利を行使して議会に対して条例を制定してほしい、こういったことで提出がされております。地方自治法と申しますのは、皆さんご承知のとおり日本国憲法第92条の規定、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」という条文、これに基づいておるわけですがけれども、簡単に申しますと、地方自治、地方公共団体、矢吹町のことは矢吹町の住民が決める、それからその本旨に基づいて決まるということが書かれているわけです。

地方自治の本旨と申しますのは、住民自治と団体自治の2つの要素から構成されているということであり、団体自治というのは、もちろん町長初め町、そして我々議会、この組織によって町のことを決めなさいよということ。またそれと並べられているものに住民自治というものがあるわけです。住民自身が町のことを決めていく、このことをしなさいよということですね。日本国憲法のこういった権利に基づいて、それを具体的に保証するためにこの地方自治が定められているわけです。その2つの要素と申しますのが、住民自治と団体自治でありますから、我々議会、そして町のほうでこれから町のことについて提案をすることについても、またそれと同様に町民自身が私たちも町の町政に参加することができるということで、今回の直接請求を行っているわけです。

ご承知のように、私も矢吹町議会でも議会基本条例というものを定めました。この議会基本条例、どういったことで定めましたかといいますと、より開かれた議会を目指して矢吹町議会でこの条例を定めるということも書かれておりました。住民の皆さんが町政への参画、こういった意思があって、これからのまちづくりに対しても意見を述べたい、そういったことで住民投票条例を実施して、町の人みんなでこのことを考えようということ、それは明らかに、より開かれた議会を目指す矢吹町としても認めてあげ、そしてこれを応援すること、これが必要なのではないのでしょうか。

その1点におきまして、私は賛成の討論とさせていただきます。同僚議員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 続いて、反対者の討論を許します。

9番、栗崎千代松君。

〔9番 栗崎千代松君登壇〕

○9番（栗崎千代松君） 議場の皆さん、こんにちは。

議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例案について、反対の立場で討論をいたします。

新生児は、新しい命は両親よりもちょっと進化した命として誕生してくると言われております。人間は、一

人一人正しいと思うことは微妙に異なります。たくさんの方がいて、全体で民主的に何かを決めるには全員の合意が必要です。全員の合意が得られない、しかし決めなければ先に進むことができないとすれば、多数決で決めるのが民主主義の一般的な手法です。賛否が分かれたからといって賛成の人は賛成が全て、反対の部分は一切なし、また反対の人は反対が全て、賛成の部分は一切なし、そういった極端な中身で意思表示をしているわけではありません。それは矛盾しているということではなく、バランス感覚が働くからです。賛成の中身は7体3であったり、反対の中身は8対2であったりします。多数意見であれ少数意見であれ相手の主張を無視しない、バランス感覚が働き抑止力が作用するという民主的な賛否が行使されるからであります。

この条例案は、民主的な経緯を経てこの議会で議決されたことを再検討する、その賛否を問う住民投票条例の制定を求めるものであります。私は、町民の方々から及第の支持をいただき、議員という顔の見える立場で議会制民主主義の定めにとり、責任と信念を持って義務を果たしてきました。議決に携わった者として、自分の責任を放棄し、執行の賛否を町民に問い、町民にその責任を転嫁することになりかねない、そのような無責任なことは議会議員としてできませんので、反対をいたします。同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 次に、賛成者の討論の発言を許します。

1番、富永創造君。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 議場の皆様、こんにちは。傍聴席の皆さん、ご苦労さまです。ありがとうございます。

議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例案について賛成の立場で討論いたします。

本案は、2,893人の有効署名により適切な手続が踏まれ提出されたものであります。この議案32号を重く受けとめ、2つの事業の再検討との住民の声を住民の福祉向上と町の発展のために真摯に聞くべきものと考えます。2つの事業は、第6次矢吹町まちづくり総合計画に盛り込まれた重点事業であり、すでに平成28年3月議会でその計画は議決されたものであり、議会の議決は尊重されなければなりません。しかし十分な財政シミュレーションによる将来負担の低減、公共施設等総合管理計画の方針に基づいた公共施設の集約化、複合化を進め維持管理費の縮減を図ることで、財政負担の縮減に積極的に取り組んでいる、財政規律の確保をしていると訴えておりますが、一方で、道の駅といった大きな財政負担となる新しい施設を同時につくろうとしております。

日本は2025年問題、いわゆるダンキ世代が75歳になり、超高齢化社会が訪れ、社会保障費負担の増大が待ち構えている状況のもと、こうした経済的・財政的問題にはとりわけ本町は慎重でなければならないと考えております。にもかかわらず、矢吹中学校校舎総事業費32億2,000万円を上回る36億5,000万円以上の事業総額と言われております2つの事業計画は、いまだに住民との意見の合意のない、それゆえ事業に対する考えの共有も十分されないまま行政主導で進められている、その手法の結果が今回の有権者の声となっていると考えられます。

お金ありき、損得で事業を進めるのではなく、町長が描く事業のたたき台、マスタープランを住民や検討委員会も含めて示され、その事業の公益価値を丁寧に説明、検討され、対立ではなく対話を深め、一人でも多くの住民との事業に対する合意の形成を図ってこそ、将来の子や孫にも残せる我が町の地域力になっていくと考

えられる。住みたいふるさと矢吹町、住み続けたい町と言われるためにも、今回の事業の再検討の請求に対し、本来ならば議員は住民の声と心を代表し、住民全体の福祉の向上と地域社会の発展を実現することに、その役割があります。具体的な政策の最終決定と行政運営の批判と監視にあります。今回は住民の皆さんが直接疑問を持って請求されている、この行動は勇気ある行動であると思っております。一人の議員として苦渋の選択であります。どうぞこの気持ちも理解させていただきたいと思っております。

以上、賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（熊田 宏君） 富永議員、今、討論の中でダンキ世代とありましたが、団塊世代というふうに登録上そう訂正させていただきます。

次に、反対者の討論を許します。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆様、こんにちは。

私は、議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例案について反対の立場で討論いたします。

第6次矢吹町まちづくり総合計画では、震災以前以上の活力あるまちづくりを実現するために、重点プロジェクトとして矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業、旧総合運動公園用地利活用事業を位置づけて、矢吹町の復興、発展に取り組んでおります。町民からは町の特産品や地元産の野菜、お菓子などが販売できる直売所の要望や、移住・定住の促進を求める意見が多く出されています。町はそれらの声を受け、「未来を拓く日本三大開拓地さわやかな田園のまち・やぶき」を実現するため、地域活性化、にぎわいづくり、農工商連携、高齢者の参画、子育て支援、定住化の促進など、多くの観点から検討を進めております。特にさきの震災で大きな被害を受けた矢吹駅周辺の復興に合わせ、複合施設、大正ロマンの館、ポケットパークなどの施設の整備に取り組んでおります。

契約策定に当たっては、子どもから高齢者まで多くの町民が参加したワークショップの開催やまちづくり団体との意見交換など、意見交換会などで出された町民からの意見や提案も反映されております。また駅周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業についても、現在、各種団体、関係機関と検討を進めております。

事業実施における事業費についても、国・県の効果的補助事業の検討、効率的な施設運営形態の検討を行い、健全な財政運営に努めているものと考えます。また長期的視野で見た財政シミュレーションにおいても、基準内の財政指標になっております。

町民の中には、箱物をつくるのが子や孫にツケを残すという町の財政を心配した声もありますが、整備を先送りすることは借金の先送りとなるだけで、結果的に子や孫に大きな負担を強いることとなってしまいます。実質公債費比率の順位にこだわって何も整備しないでしたら、この矢吹町はほかの自治体から取り残されて、住みたくない町ワーストワンになってしまいます。現在の我々議員の使命は、矢吹町の未来をしっかりと見据えて、町の長期的財政負担の推移を見きわめ、健全財政運営に努めているかを監視しながら、若い人や移住希望者が住んでみたくなるような魅力ある矢吹町をつくっていくことではないでしょうか。

以上のことから、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業は再検討を行う必要がないも



のと考え、本案に反対いたします。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（熊田 宏君） 次に、賛成者の討論の発言を許します。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） それでは、議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

そもそも、この条例そのものが賛成は賛成、反対は反対というふうにはイエス・ノーを投票できるというものでございます。物事は至って単純でございまして、その投票行動を促すことに何ら問題はないと思うところでございます。そしてその一つの要件としましては、従来より申されておりますが、町民の知らないところで進められる町政という、そのような認識が町民の間には多いということでございます。当初町長から説明がありました内容にございまして、意見交換の場を設けるとして丁寧な説明をしてみたいというところでございますが、これが履行されたという意識が非常に町民の間では希薄でございます。そのような観点から3,142人の署名というものに結びついたものと確信をしているところでございます。

そして、人口減少が今後進んでいる中にありまして、右肩上がりの高度経済成長のころを夢見て箱物等をつくっていく、そういうものを整備していくことが本当にこれが善なかどうかということに関しては、やはりもう一度町民の皆様方との意見交換は必要なものと考えます。特にこの人口減少に関しましては、そのような社会資本等の整備があれば解決する問題なのかどうか、それらもあわせて時代が変わっており、ましてこの20数年来、デフレの状況が続く中でもって経済環境も変わっております。改めて競争することがこれが幸せなのか、そのようなライフスタイルをも超えて皆様で協議する場が必要でしょうというのが町民の意見として聞こえてくるところでございます。

特に、矢吹町の未来というのは何なのか、それはいわゆる施設等の整備がそこに行きつくところがあるのか、それは3,142人の重みとしてはそうではないのではないかとこの意見でございます。あくまでも町民との合意、コンセンサスをどう図っていくのかを再度考えれば、住民投票はイエス・ノーともに二つの意見を聞ける最良の方法というふうにと考えるとございまして。どうか議員の皆様方のご判断をいただきたく切にお願いを申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 次に、反対する者の討論を許します。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

私は、議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例案について、反対の立場で討論いたします。

本町の財政状況につきましては、これまでも町長初め町から何度も説明がありましたが、実質公債費比率の推移を見ますと、平成27年度決算では実質公債費比率が13.2%となっており、国が示す財政再生基準35%、早期健全化基準25%、地方債制度では地方債協議・許可制移行基準18%のいずれの基準も大きく下回っております。また平成19年度以降、毎年着実にこれらの比率が減少していることから、現在、矢吹町の財政は健全であ

ると私は認識しております。

これらの指標につきましては、他の自治体や類似団体と順位で比較した場合、大変高い位置にあることは承知はしております。ただ、その高い順位だけが矢吹町のこの自治体の価値や将来性が判断できるものとは考えてはおりません。現在、本町を含む多くの県内の地方自治体では、千年に一度とも言われる東日本大震災からの復興へ向け、また人口減少社会の中で自治体消滅が危惧されるなど、地方自治体を取り巻く状況は想像以上に重大な局面に立たされているものと私も強く感じております。これらの認識は国においても同様であり、現在、地方創生関連交付金や社会資本整備総合交付金と地方自治体の自主性や裁量性が大幅に向上した交付金事業を創設し、地方自治体のやる気と経営力の向上を図り、持続可能なまちづくりを牽引しているものと考えております。

このような中、本町ではこれらの課題の克服に向け、矢吹町復興計画、矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略、第6次矢吹町まちづくり総合戦略等を策定し、50年後、100年後の矢吹町を見据えながら、新たなまちづくりを進めようとしております。これらの計画は全国の地方自治体においても策定しておりますが、本町では本計画に掲げる目標を確かなものにするため、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業、旧総合運動公園用地利活用事業の3つの事業を重点プロジェクトと位置づけ、町民の皆様幅広く周知しながら、確実かつ計画的に推進することとしております。

もちろん、この2つの事業の推進に当たっては、地方自治体経営の根幹をなす健全財政は最低の条件であります。このことは町でも十分に認識しており、町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画においても実質公債費比率等の目標数値を定め、十分な管理のもと、健全財政に努めております。またこの2つの事業を実施した場合の財政シミュレーション等もつくりながら、事業推進のタイミングを十分に検討してきたところであり、現在は適時と捉え、計画に位置づけております。

このような財政状況の見極めや有利な財源の確保など、事業推進に十分検討が深められ、議会と町長による代表民主制のもと決定された本事業を矢吹町のさらなる発展のため、町民の皆様様の幸福のため、最大限効果が発揮できるよう推進することは行政の責務であり議会の責務でもあります。そして大震災以前より活力あるまちづくり、新しい矢吹町、矢吹創生を真のものにしていくのは町民の皆様であると考えております。

いずれにいたしましても、この2つの事業はあらゆる角度から検討を深め推進しております。震災から低迷している地域経済が振興及び本町財政の歳入増加にも大きく寄与する政策であると確信しております。各自治体でも年々増加する義務的経費でございますが、こういう状況の中で財政への原則とされる、入るをはかりて出ざるを制するによる健全財政には限界がきております。財政運営の入るを増加させ出ざるを抑制していくためにも、矢吹町周辺地区都市再生整備事業計画事業及び道の駅推進事業は今後も早期に完成を目指し、さらなる推進を図ることが必要であることから、本案に反対するものであります。皆様のご賛同、よろしく願います。

○議長（熊田 宏君） 次に、賛成の討論の発言を許します。

2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。またお忙しい中、傍聴席においでの方の皆さん、大変ありがと

うございます。

私は、議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例案について、賛成の立場で討論させていただきます。

町では、6年4カ月前の東日本大震災からの復旧に向け、仮設住宅、放射能対策、水路、水道、下水道等の町民生活優先の災害復旧に取り組んでおり、昨年度は1区自治館、災害公営住宅の建設が完了し、着々と復旧から復興へ向けた事業に取り組んでおります。

また、大規模建設工事については矢吹中学校、そして矢吹小学校の改修があり、これらについても国・県の補助金等により町からの支出金は少なくして建設ができました。

また、本議案の対象となった矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についても、複合計画施設については昨年9月の議会で実施設計委託料が予算化され、10月の臨時会では土地取得契約の承認がなされ、設計については12月にプロポーザル方式で業者選定を行うとの報告を受けております。

12月議会では、東邦銀行跡地にポケットパークを整備する計画予算が上程され、駐車場等の利用についての提案をいたしました。事業費のほとんどが国が負担する事業であることが確認されたので、町の持ち出しがないのであれば整備を進めることに私は賛成をしております。

複合施設についても、ことし6月の議会で、コンテストに出すような建物でなく標準品を使ったもので、安く使いやすいもので町民の皆様の要望を取り入れたものを設置するよう提案をしております。

近くの須賀川市でございますが、当町と同じように、図書館、市民交流センター、子育て支援センターが地上5階、地下1階、総予算74億円で現在進められて、30年度には完成の見込みで進めております。これらは国の方針でコンパクトシティというような政策で複合施設を国が進めている。これに須賀川市も進めて、現在矢吹町も進めているんだというようなことでございます。

また、道の駅についても、関東地区で一番と言われる道の駅川場や道の駅八ッ場、栃木県の道の駅もてぎ、茨城県の道の駅かわプラザ、県内では坂下、猪苗代、国見の道の駅を研修し、各自治体とも道の駅を町の活性化の起爆剤として取り組んでおり、すばらしい成果を上げております。今回、国交省との協議で矢吹町に設置されることが矢吹町の発展に大いに寄与するものと期待しております。

このような中、約2,900名の署名を集めて矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業及び道の駅推進事業の再検討を行うことへの賛否を問う住民投票条例の制定要求がなされたわけであり。私は署名された皆様全員がこの事業の廃止を求めるものではなく、再検討をしながら、よりよいものをつくってくれ、町民の声を聞いてくれ、その機会をくれとの気持ちで署名されたものと思っております。野崎町長に、もう少し私たちにも説明をして話を聞いてほしいという声であります。

先ほど申し上げたとおり、町民の皆様は町長の今までの実績や行政手腕を大いに評価していることは、4期目の町長選が無投票になったことでも明らかであります。PDCAサイクル、事業運営で行われる経営方式ですが、計画、実行、チェック、改善、計画を見直しながら、よりよいものをつくるためにも町民の声を聞くことは大切であります。

昨年3月、「人に優しい住みよいまちづくり」を基本姿勢に訴えまして議会に出ることができました。「人に優しい住みよい」とは、町民の声をよく聞いたまちづくりをするという考えと私は考えております。この駅

周辺地区の整備と道の駅の2つの事業について、町民の皆様から新たな民意を受けて、積極的に事業を進められますことを願い、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例案に賛成をいたします。皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 続いて、反対の討論の発言を許します。

11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。ちょうどお昼を過ぎまして、このような長い時間、こういうことをやるとは私は考えも及びませんでした。それはなぜかと申しますと、この議案は何人かの同僚議員が言っているとおり議決して、その議決したときに私は同じ言葉を使っております。よって、これから議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例要望について、反対討論をいたします。

何人かの議員の皆様が言っているとおり、福島県は平成23年の3月に矢吹町は地震には絶対安心なんだというふうな言い伝えがありました。どなたかがおっしゃったとおりで千年に一度という、特に須賀川、矢吹、鏡石、中島、泉崎と、そういうふうに白河の一部が大災害を受けております。

町長の説明のとおり、復旧がこれは農地主体とした復旧、それと除染です。皆さんご承知のとおり、福島県のこの復旧事業がおこなわれているのは、宮城県、岩手県はもう大部分が 終わっています。当時から福島県は他県から10年はおくれるだろうと、そう言われております。当然です。味わったことのない福島原発の除染という問題が控えておりました。ですからご承知のとおり、復興大臣は福島県から2名出ております。

私たちは、この福島県に住んでいますから、毎年のことですからなかなか気がつきませんが、政府は先ほど申したとおり、復興大臣を2名、特にあの地震の後、各地域で連鎖ですか、熊本、九州ですね、大分、それに島根、長野、地殻変動によって災害が起きております。もちろん、先ほど鹿児島県の災害の復興施策も日本の政府は行わなければなりません。ですから、矢吹町も、もちろん福島県も、これからが復興なんです。なぜここで歩みをとめなければならないんですか。元町、中町通りの皆さんの被害を私たちは何とかしなければならない。それが2区、1区の皆さんの住民の願いでしょう。先ほど住民の要望だということですが、話を変えたら、元町、中町通りの住民の皆さんの被害をこのままで置いていいんですか。

改めて聞きます。私たちは議会においてその要望を受けて、議員の皆様で議決したんです。再検討するって何を再検討するんですか。間違わないでください。先ほど申したとおり、日本全国が地震の連鎖反応で災害が起きてもおります。ここも我が福島県、自分の矢吹町、それだけではないんです。だからこそ、この福島県の復興案のあるときにやるべきじゃないんでしょうか。だからこそ私は以前の議会でも賛成しました。10年後、20年後、私たちは何名かの議員はいるでしょうけれども、議員は行政に対する責任があります。あるんです。ですから、こういう言葉を使います。

よりまして、何だかわからない結論を先に延ばして自分も同じことでこういうことをやること自体が私はおかしいと考えております。ですから、話が長くなりましたけれども、まとめて言います。今後の町政を、1万7,000何人かの矢吹町の 方も預かっているんですから、歩みをとめることはできません。そう私は確認しておきます。

ですから、どうぞ議員の皆さん、矢吹町を思うんでしたらば、まだここがいいと、そして2区、1区のあの通りをきちんとしてやるのが、そういう要望を受けているんですから、やるべきじゃないでしょうか。2区、1区の方は矢吹町の住民でしょう。間違わないでください。そのことを肝に銘じて、ひとつご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 次に、賛成の討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ないようなので、反対する討論の発言を許します。

6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 議場の皆様、こんにちは。また、たくさんの方が議会の傍聴においでくださいました。まことにありがとうございます。議会への理解あるいは議会活性化のために、今後とも多くの傍聴者が議場に足を運んでいただけますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、私は議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例案について、反対の立場で討論をいたします。

少子高齢化に伴う社会保障費の増加や生産年齢人口の減少に伴う税収の減少などの厳しい財政状況の中で、公共施設等の維持・更新費を適切な水準に抑えていくために、公共施設など全体を戦略的に管理することとして、平成28年3月に矢吹町公共施設等総合管理計画が策定をされました。本町の建築後、既に30年以上経過をしている施設は、全体の37.4%であります。また旧耐性基準である昭和56年5月以前に建築をされました施設が全体の30.5%であります。

施設の老朽化あるいは耐震対策が必要な多くの施設等を有していることより、今後全ての公共施設を保有し続けた場合、同僚議員からも何人かおっしゃいましたが、今後、維持管理に40年間で約970億円が必要となります。年平均に換算すると約24億円が必要との試算がなされております。そのため、本計画では意見書に記載をされておりますが、触れておりますが、公共施設等の量、質の見直しを図り、施設総量の縮減に取り組む戦略的な施設経営を推進し、町民ニーズに対応した施設サービスの持続的な提供を行うという全体方針に基づき、公共施設等の維持、補修、更新を過去5年間の更新費用の平均である年11億円程度に抑えることを目標として、先ほどの試算と比較して年間で約13億円の費用削減を図ろうとするものであります。

これらの目標達成に向け活用できる財源の一つとして、総務省の平成29年度地方債計画では公共施設等適正管理推進事業債という地方財源措置があり、延べ床面積の減少を伴う公共施設の集約化、複合化事業に対して国からの手厚い財政を支援を受けることができます。しかし事業年度は平成29年度から平成33年度までと限られた期間であり、この制度を利用するためには事業に早急に取り組む必要があります。年間24億円要する更新費用が、半分以上の恐らく11億円程度で削減されるというふうに試算をされております。

町民の皆様に対して、説明が十分されていないのではないかとのご指摘もいただいていることは確かなこととあります。職員も与えられた時間が少ない中で必死に申請の に努力をしております。しかし、今後進歩状況に応じた丁寧な説明会などを早急に開催をし、町民の皆様の不安や疑問点に応えるべきであろうという

ふうに考えます。ただご理解いただきたいのは、矢吹町では矢吹町公共施設等総合管理計画に基づき、施設等の維持、改修や更新を戦略的に行いながら、本町に有利な財源を活用し事業を推進しているものであり、本町の財政を圧迫するものではなく、健全な財政状態を維持できるものと判断をすることから、本案に反対をするものであります。

これまでの本町の財政状況につきましては、町から何度も説明がありましたが、実質公債費比率の推移を見ますと、多少長くなりますが平成21年度決算で19.6%、22年度、17.6%、23年度17%、24年度16.9%、25年度16%、27年度13.2%となっており、国が示す財政再生基準35%、早期健全化基準25%、地方債制度では地方債協議・許可制移行基準18%のいずれの基準も大きく下回っております。さらに将来負担比率、平成29年度は124.1%から平成35年度は94%と徐々に減少し、早期健全化基準350%を大きく下回るシミュレーションがなされております。

これらの指標については、むろん他の自治体、類似団体、順位は確かに高いです。承知しております。しかしそれだけで順位だけで自治体の価値や将来性を判断できるのでしょうか。何の指針も示さず整理もしない。負債を先送りするのであれば、その首長は罪であります。これらの認識は同僚議員からも発言がありましたように国においても同様であり、現在、地方創生関連交付金や社会資本整備総合交付金等の地方自治体の主体性や裁量性が大幅に向上した交付金事業を創設し、地方自治体のやる気を示唆していくものと考えております。

皆様、あの東日本大震災を思い起こしていただきたいと思います。平成23年3月11日、くしくも矢吹中学校の卒業式の日でありました。幸いにも卒業式自体は終了しておりました。あの町の意見を二分した中で、新築改築に踏み切った矢吹中学校の校舎は無傷でした。もちろん子どもたちも全員無事でした。よもや、あの不幸な大震災が起こり得るとは誰も想像できませんでしたが、もし震災が3月10日だったら、3月12日だったら、近隣の市町村の状況を言うのは大変失礼な話ではございますが、矢吹町の矢中生はプレハブの校舎ではなく、安心・安全な校舎で勉学に励むことができたんじゃないですか。これが政治だと思います。野崎町長の進退をかけた決断であったと考えるものであります。地方自治体の自主性、裁量性が今大幅に向上した交付金事業を創設し、やる気と経営力の向上を図って、持続可能なまちづくりを示唆していくものと考えております。

2つの事業、第6次矢吹町まちづくり総合計画の7つの分野のうちの一つ、復興において震災以上のまちづくりを目指すための重点プロジェクトであります。ご承知のように憲法は地方自治体に執行機関としての首長、議決機関としての議会を置き、町の議会は住民が選挙で選出をするものと定められております。住民福祉の向上を目指すために、その責任と判断のもと、町長はさまざまな政策等を財源やその手法などあらゆる観点から考察、立案、計画し、地方自治法に基づき予算書とともに議会へ提案をしております。その提案された議案を選挙で選ばれた我々議員がその責任において可否を決定することになるわけです。

平成28年3月の394回矢吹町議会定例会において、今回の重点プロジェクトを含め215事業を定めた第6次矢吹町まちづくり総合計画が提案、審議、議決され、同様にその関連予算も議会において審議、議決したことから、今回の事業が進められているわけでございます。今回の議案で提示されております2つの事業は、さまざまな観点から内容も精査され、事業開始に当たる手続を得て町長より提案されたところであります。また関連する予算も議決され、それに基づいて事業が推進をされております。このことは住民福祉の向上、矢吹町の発展に大いに寄与するものであることを議案第32号に対して反対をするものであります。

委員の皆様のご賛同をよろしくお願ひし、反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第32号 矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、及び道の駅推進事業の再検討を行う事への賛否を問う住民投票条例を採決いたします。

お諮りいたします。

この採決は起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（熊田 宏君） 起立少数であります。

よって、議案第32号は否決されました。

暫時休憩します。

（午後 零時35分）

---

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 零時35分）

---

○議長（熊田 宏君） ただいま、町長から議案第33号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）について撤回したいとの申し出がありましたので、矢吹町議会会議規則第20条第1項の規定により許可することにしたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（熊田 宏君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これにて第404回矢吹町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

たくさんの傍聴ありがとうございました。

（午後 零時36分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29 年9月29日

議 長 熊田 宏

署 名 議 員 青山 英樹

署 名 議 員 大木 義正